

大学院文学研究科所属学生への研究活動支援奨学制度に関する取り扱い要領

1. 目的

本制度は、本学大学院文学研究科に所属する学生の研究活動に対して奨学金を支給し、有為な研究者育成に資することを目的とする。

2. 支援のための原資

支援のための原資は、当該年度に採択された特別事業費の「院生特別活動費」とする。

3. 対象

本制度の支援対象は、大学院文学研究科（博士前期課程・博士後期課程）に所属する正規の学生とする。

4. 支援内容

本制度における研究活動支援の種類は次のとおりとし、支援対象、支援金額、支給人数については別表のとおりとする。

- (1)学会参加交通費支援
- (2)論文掲載料・投稿料支援
- (3)画像・図版引用料支援
- (4)博士論文出版支援

5 (削除)

6. 申請手続き

本制度を利用して支援を受けようとする者は、所定の「研究活動支援申請書」を記載の上、その他別表に記載する必要書類を添えて所定の期限までに、教務課に申請しなければならない。

7. 選考

支援の可否を判定するため、必要に応じて、審査会を設置する。審査会は専攻主任会議とする。

8. 決定

支援の決定は、審査会の議を経て、原議書で教務課から起案し決裁を受けるものとする。

附 則（平成28年10月18日）

この内規は、平成28年10月18日から施行する。

この内規は、2023年7月6日から施行する。

この内規は、2023年12月7日から施行する。

支援の種類	支援の対象	支援の内容	支援金額	申請方法等
学会参加 交通費支援	文学研究科博士前期課程および後期課程に在籍する正規の学生	全国規模の学会において発表することにより発生する交通費・宿泊費・参加費の一部または全部	1人につき当該年度1回に限り50,000円を上限として支給	原則として発表を予定する学会の開催1か月前までに教務課に申請 【必要書類】 ・研究活動支援申請書 ・申請者が発表者であることを確認できる書類(学会プログラム等) ※事後に本人名義の領収書等を提出しなければならない。
論文掲載料・投稿料支援	文学研究科博士前期課程および後期課程に在籍する正規の学生	学会誌等に論文を投稿する費用及び当該論文の抜き刷り作成費用の一部または全部	1人につき当該年度1回に限り10,000円を上限として支給	原則として論文を投稿する1か月前までに教務課に申請 【必要書類】 ・研究活動支援申請書 ・論文掲載料・投稿料及び抜き刷り作成にかかる費用が確認できる書類 ※事後に本人名義の領収書等を提出しなければならない。
画像・図版引用料支援	文学研究科博士前期課程および後期課程に在籍する正規の学生	論文に他人の著作による画像・図版を引用する際の費用の一部または全部	1人につき当該年度1回に限り10,000円を上限として支給	原則として当該著作物を引用した論文を発表する1か月前までに教務課に申請 【必要書類】 ・研究活動支援申請書 ・画像・図版引用料にかかる費用が確認できる書類 ※事後に本人名義の領収書等を提出しなければならない。
博士論文出版支援	文学研究科博士後期課程を当該年度に修了見込の者または申請時において博士後期課程修了後5年以内の者	博士論文を書籍として出版する際の費用の一部または全部 申請年度又は申請の翌年度中に出版が確実であるものに限る。	1人につき1回に限り200,000円を上限として支給	出版または出版予定年度の1月末までに教務課に申請 【必要書類】 ・研究活動支援申請書 ・完成原稿の写し ・出版費の見積書または請求書 ※事後に本人名義の領収書等を提出しなければならない。 ※出版後に領収書および支援を受けて出版した図書1部を、教務課を通じて経理課に提出しなければならない。また別に2部を本学附属図書館に寄贈するものとする。 ※出版図書には支援金を受けて刊行したことを明記しなければならない。